

矢巾町農業委員会総会第6回議事録

1 開催日時 令和3年5月20日(木)午後1時30分～

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
	2番	佐々木達也
	3番	高橋かおる
	4番	白澤克美
	5番	熊谷洋司
	6番	川村良道
	7番	川村和男
	8番	佐々木博
	9番	星川忠博
	10番	藤原幸藏
	11番	佐藤俊孝
	12番	高原弘明
	13番	阿部江利子
	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 事業の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地法の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内農地の届出受理取消願いについて

日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第8 報告第4号 専決処理事項報告について

日程第9 報告第5号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第11 議案第2号 農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する許否決定について

日程第12 議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第 1 3 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について

日程第 1 4 議案第 5 号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 農業委員会事務局

事務局長 高 橋 保

主査 岩 館 貴 紀

主任主事 藤 原 佳芳里

6 会議の概要

議長

ただいまから、令和3年第6回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。
会議に先立ちまして、皆さまにお知らせいたします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合は上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により、発言の意思表示をお願いいたします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べた上で、発言くださるようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それではあらかじめ皆さまにお配りしてる日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしの声がありますのでそれでは、当職より指名いたします。

4番白澤克美委員、5番熊谷洋司委員、6番川村良道委員にお願いいたします。

次に、日程第2、書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。

農業委員会事務局岩館貴紀主査にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは本日1日とします。

次に、日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。

4月24日に農業委員辞令交付式がありました。5月14日のあっせん会議、5月19日、市町村農業委員会会長及び事務局長会議に出席してまいりました。

なお、その他につきましては、あらかじめお配りしているとおりでございます。何か質疑ありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

次に進みます。

日程第5、報告第1号農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について事務局から朗読させます。

事務局

《報告第1号、朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

事務局。

事務局

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届け出についてですが、こちらは農地法第3条の規定により農地を相続した場合は農業委員会に届け出を提出することとなっております。

今月8件の届け出が提出されています。

番号1、2番は被相続人が異なるため、それぞれの提出となっております。

番号3番につきましては、所有者が、町外に在住となっておりますが、耕作者はすべて●●●●に貸借しておりますので、耕作放棄地につながらないと考えております。

番号4番から8番につきましては、全て町内在住の相続人となっているため、いずれも農地の耕作放棄にはつながらないものと思っております。

以上でございます。

議長

それでは質疑がありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長 次に進みます。
日程第6、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内農地の届出受理取消願いについて、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 ≪報告第2号、朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 報告第2号につきまして、市街化区域内の農地転用について、宅地分譲のため、農地の転用届出書を提出していただき、4月9日に受理したのになります。しかし、分筆により地番が変更となったことから、今回、農地転用の取消を申出により、取り消すものであります。

こちらの案件につきましては、報告第4号に、再提出で申請いただいたものが上がっております。

以上でございます。

議長 それでは質疑がありましたら、挙手願います。

≪なしの声≫

議長 では、次に進みます。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、10番藤原です。次の案件は、私が所属している法人のものになりますので、退席の許可をお願いします。

議長 それでは藤原幸藏委員が退席まで休憩といたします。

≪休憩 13:37≫

≪再開 13:38≫

議長 それでは再開いたします。
 日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 ≪報告第3号、朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 農地の貸借が、双方合意の上解約となった場合は、農業委員会に届け出することになっており、今回は2件の提出がありました。番号1、2につきましては、農地中間管理機構を通して貸借しているものであり、●●●●のものを、●●●●さんが引き継ぐという形での合意解約となります。農地の貸借につきましては、議案第1号、2号、4号に関わるものとなっております。

 以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手をお願いいたします。

 ≪なしの声≫

議長 なしの声がありますので、次に進みます。
 藤原幸藏委員が着席するまで休憩いたします。

 ≪休憩 13:39≫

 ≪再開 13:40≫

議長 それでは再開いたします。
 日程第8、報告第4号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 ≪報告第4号、朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 報告第4号につきまして事務局で補足説明させていただきます。
こちらは先ほどありました報告第2号で取り消しの届け出をした農地転用となります。
市街化区域の農地転用につきましては、許可不要の案件となり、農業委員会事務局への届出により農地転用が可能となっております。
こちらは、●●●●、田、●●●●㎡を宅地分譲として農地転用の予定となっております。
以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 では、次に進みます。
日程第9、報告第5号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第5号、朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 事務局より補足説明をさせていただきます。
現状変更は、耕作の利便性向上などで盛り土をする場合などに農業委員会に届出するものになります。

議長 それでは質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。届出の方は●●●●の方ですが、現在はこの土地はどなたが耕作してますか。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。
届出者は●●●●にお住いの●●●●さんになります。この方は矢巾町内にご親族が住んでおり、耕作する際はこちらに宿泊すると聞いております。
以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 他に質疑はございますか。ありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 それでは次に進みます。
日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第1号、朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 事務局より議案第1号について補足説明させていただきます。
こちらは農地法第3条の規定により、農地を農地として貸借する際に、農業委員会の許可が必要となるため申請いただくものになります。

議長 事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

今回の太陽光パネル設備の下部で耕作するにあたり、太陽光パネルの下部、区分地上権の設定が必要となり、申請していただいております。区分地上権の設定についても、農地法第3条に定められており、要件は先ほどの賃借権設定と同様となっております。

別添の農地法第3条の調査書をご覧ください。こちらにありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、要件の全てを満たしているものと考えます。

以上でございます。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 加えて説明をさせていただきます。

今回の●●●●は●●●●であり、すでに●●●●を従業員と栽培しております。これを広げていくという相談があり、農福連携の一環と捉えており、農業委員会でも支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。

質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。

それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数 (反対 13番阿部江利子委員) 》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。
次に進みます。

日程第12、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第13、議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長 異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

日程第12、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、日程第13、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第3号、4号、5号、朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 事務局より、議案第3号農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、補足説明をさせていただきます。

適用外証明は、宅地等になっており、農地が20年以上にわたって農地として使用されていない場合、農地台帳から除外し、また除外した旨の証明書を発行するものになります。

今回の3件につきましては、すべて宅地の一部として20年以上使用されていたため、適用外証明の申請がありました。

番号1につきましては、10ページの地図をご覧くださいと思います。

番号1の申請位置でございますが、役場南西側約●●●●キロに位置しております。

南側は●●●●線に隣接しております。

市街化調整区域内農地であり、農地の中に宅地が点在しております。

この農地区分は10ヘクタールを超える一段の農地となっており、第一種農地となっております。

農地区分は4つに分かれておりまして、農地転用ができない農振農用地、第1種農地は良質な農地となります。

第3種が市街地に近い農地となっており、第1種農地と第3種の間にあるのが第2種農地となっております。

今回は第1種農地として判断いたしました。

続きまして番号2につきましては、こちらは番号1と同じ地図上にあります。

番号1の東側になります。

番号2につきましては申請位置でございますが、役場南西約●●●●キロに位置しております。

南側は●●●●線に隣接しております。

市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在している場所です。こちらも農地区分は10ヘクタールを超える一団の農地であり、第1種農地となっております。

続きまして、次のページの申請位置と書かれた地図をご覧ください。

番号3につきましては、申請位置でございますが、役場北西側約●●●●キロに位置しております。南側には●●●●線に隣接しております。

市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在している場所となっております。こちらも10ヘクタールを超える一団の農地となっております。

続きまして、議案第4号の方も補足説明に移らせていただきます。

資料は11ページとなっております。議案第4号につきましては、農地法第5条の申請となっております。

農地を宅地等に転用する場合、農業委員会に申請し、県の許可が必要となります。

農地転用する農地が自分の所有する農地であれば、農地法第4条の規定になりますが、今回の農地法第5条は、農地の所有者が他の方へ、借りたり、所有権を移転すること、そして農地の転用を同時に行う場合に申請を行うものとなっております。

番号1につきましては、申請位置と書いている地図をご覧ください。

番号1の申請位置につきましては、役場西側約●●●●キロに位置しております。

南側には、●●●●線が横断しております。

市街化調整区域であり、農地の中に宅地が点在しております。

こちらは農業振興整備計画に定められている農用地区域内農地となっております。

続きまして、番号2につきましては、申請位置は役場北側約1キロに位置しております。

南側は●●●●線に隣接しております。市街化調整区域であり、農地の中に宅地が点在しております。こちらも農業振興整備計画に定められている農用地区域内農地となっております。こちらの田につきましては、土地改良区の同意もいただいております。

番号1、2につきましては、こちらは同じ申請者からのもので、営農型発電設備設置の申請となっております。

農地の上にソーラーパネルを設置して、発電しながら、下部で耕作するものとなっております。

白澤克美委員

4番、白澤です。

5月14日現地調査の結果を報告いたします。

まず、番号1、2は申請者が同じ方でございますので、一括して報告します。

両方とも、当該土地は昭和45年頃から住宅用地として利用されてきました。

この度、地目を確認したところ、農地であることが判明して、20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。

違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明することは、やむを得ないと判断したところであります。

同じく番号2も同様でございます。

それから番号3の●●●●さんの件ですが、これも当該農地は平成元年頃から住宅用地として利用されてきました。

この度、地目を確認したところ、農地であることが判明して、20年以上前からの案件であり、農地として原状回復は著しく困難であり、意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明することは、やむを得ないと判断したところでございます。

以上でございます。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番白澤です。

まず、●●●●は、どちらも当該農地は農振農用地であり、営農型太陽光発電の一時転用であり、発電の装備下部で、ナス、ピーマンを栽培し、平均収量は80%を見込むという計画であり、一時転用はやむを得ないと判断します。この後は、注意深く見ていきたいと思っております。

3番の●●●●の●●●●さんですけれども、ここの農地は農振白地で生産性の高い農地ではなく、農家住宅建築にあたり最小限の面積と判断します。

市街化区域に農地を所有していないことから、農地転用はやむを得ないと判断します。

●●●●の●●●●さんの農地は、当該農地は農振白地であり、生産性の高い農地ではなく、農家住宅建設にあたり最小限の面積と判断します。市街化区域内に宅地等を所有していないので、転用はやむを得ないと判断しま

次に、●●●●の●●●●さんの農地、当該農地は農振白地であり、生産性の高い農地ではなく、農家住宅建設にあたり最小限の面積と判断します。市街化区域内に宅地等を所有していないので、転用はやむを得ないと判断し

議長 その他、補足説明がございましたら、お願いします。

 《なしの声》

 それでは質疑がありましたら挙手願います。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番阿部です。すみません。先ほど質問すればよかったかもしれませんが、太陽光発電の設置にあたりまして、期間が3年となっています。太陽光パネルは10年以上はもつものと思われませんが、3年後には撤去するのでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番阿部江利子委員の質問にお答えします。今回、はじめての申請となりますので、3年間と条件を付して一時転用許可することになります。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 加えて説明をさせていただきます。この太陽光パネルの設置は、県農政部と事前協議を行っています。この一時転用は、毎年、県に報告いたします。県で中間検査を行い、収量の状況により、場合によっては指導等が入ることになります。

 前例では牧草地に太陽光パネルの一時転用の事案がありましたが、今回はねぎ、ピーマン等の野菜であるため、収量等については、気象状況もありますが、収量が確保できるのではないかと判断しております。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 13番阿部江利子委員。

阿部江利子委員 1 3 番阿部です。私もネギをやってます。日陰のところにも栽培してま
す。収量が半分以下に落ちます。まずネギが太りません。
だから、ネギって聞いたので、他の作物、例えば、ホダギなどキノコ類と
か、とにかく日陰でも、常時耕作できるところであればすごく良いと思った
のですが。
収量が取れるし、先が見通せると思ったのですが、作物がネギということ
で、疑問を持ちまして、本当に栽培して利益を得るつもりなのかと疑問に
思い、質問させていただきました。
以上です。

事務局 はい、議長

議長 事務局。

事務局 はい、ありがとうございます。
確かにその作物によって、収量の差はあると思われます。この点について
は、普及センター等の指導を仰ぎながら、場合によっては作物を変えるな
ど、方法を検討してまいります。
以上でございます。

議長 それでは、その他質疑がございましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 1 1 番、佐藤委員。

佐藤俊孝委員 1 1 番佐藤でございます。
まず最初に、議案第 3 号の適用外証明の内容ですが、これはどういうき
っかけで農地であることが判明したのでしょうか。
もし調査あるいは知っている内容がありましたら、お知らせいただきたい
と思います。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 佐藤委員のご質問にお答えします。
1番、2番につきましては、願い出人が農地の相続をする際に気づいたものと聞いております。
3番につきましては、農家分家を建設したいということの申請がありまして、確認したところ、農地に建物があることが判明し適用外申請が提出されております。

議長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤俊孝委員 はい、了解しました。
続けて質問させていただきます。議案第4号でございます。
●●●●の太陽光発電施設の件は先程来、話しがあるところで、先般の新聞掲載もあったことから確認をさせていただきます。
営農型太陽光発電施設の設置においては、農林水産省ではその収量要件の撤廃、それから非農地の判断の迅速化、それから農用地区域への除外、これらを撤廃するように改正するという指示の内容です。
今、おっしゃられているのは、その8割の収量を確保するということが、この設置の要件になっているわけですが、農水省が言っている内容について、具体的に通知があったものかどうか。私も実は調べてみたのですが、まだ通知が出ていないのではと思っておりますがいかがですか。
意見ですが、先ほど来、その作物によっては、その8割ということで、非常に難しいこともやっぱり足かせになるのであれば、なおさらその農水省の動きに対して、逆にこのような要望あるので8割撤廃をスムーズに進めるような提案もこの太陽光発電を促進するためにも必要なところであると考えたところでは。
質問と意見と交わってしまいましたが、わかる範囲で教えていただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。
現地調査に行く際に、農業委員さんからもその収穫量8割の話がありました。県、あるいは農業会議から直接文書が来たわけでありません。新聞等で確認したところ、耕作放棄地に太陽光発電施設を設置する場合には、8割撤廃が適用になるとお見受けしたところでございます。
以上でございます。

議長 その他質疑ございましたら挙手願います。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 1 2 番高原弘明委員

高原弘明委員 1 2 番、高原です。議案第 3 号の適用外証明願いについて、お伺いします。番号 2 については、相続を進める際に気が付いたとのことですが、ここは願い出人と違う方の宅地になると思われませんが、土地の権利者と使用者の関係について合意形成がなされているのか。また、権利関係は問題ないかその辺のあたり確認を取りたいと思います。よろしくお願います。

事務局 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 1 2 番高原委員のご質問にお答えをいたします。最初からの経緯をお話をさせていただきます。先ほど相続があったとお話をさせていただきましたけれども、その相続をする際に、この一筆だけ残ってしまったというのか最初の理由になります。現在は使用者である●●●●さんの宅地の一部であると両者の合意があり、農地転用後には、所有者である●●●●さんから、使用者である●●●●さんに所有権を移転する手続きするというところまで確認しております。

以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

高原弘明委員 はい、ありがとうございます。

議長 それでは他質疑ございましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。

それでは挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することと決めます。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

次に進みます。

川村和男委員

はい、議長

議長

7番川村和男委員。

川村和男委員

はい。次の議案は私の所属する法人の関係になりますので、退席の許可をお願いします。

議長

川村委員の退席を許可いたします。

それは退席するまで休憩とします。

《休憩 13:39》

《再開 13:40》

議長

それでは、再開いたします。

日程第14、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《議案第5号、朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長

議長

事務局。

事務局

議案第5号について補足説明させていただきます。議案につきましては、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて行うものでして、貸借につきまして、町の計画として、貸借をするものとなっております。

基盤強化促進法を使って貸借をする方につきましては、町の計画ですので、大規模の農家であったり、認定農業者であったり、生産組合などが対象としているものでございます。

番号1につきましては、●●●●が、農地を貸借するものとなっております。

こちらにつきましては、今まで貸借していたものの期限が切れたことにより、今回再度契約するというので、5年間の貸借の契約を行う申請があったものになります。

続きまして、番号2から番号12につきましては、すべて岩手県農業公社が貸借するという届け出となっております。

中間管理事業を通して貸借をする場合、町の計画として、岩手県農業公社に貸借をし、公社担い手の方に貸借を行う計画という形になります

こちらにつきましては、水利費は所有者が負担することになっております。これらの案件は●●●●さんの解散によるもので、今後の貸借は地元の●●●●が耕作するという計画になります。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。
質疑がございましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。
それでは討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。
それでは、挙手により、表決に入ります。
議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。
7番川村委員が着席するまで休憩します。

《休憩 14:37》

《再開 14:38》

議長

再開いたします。

以上で議事の全てを終了しましたので、総会は閉会といたします。

ご苦勞様でした。

《終了 14:38》

以上は、令和3年5月20日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和3年第6回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
